

項番	掲載場所	改定前	改定後
1	表題	【三井住友の入金照合サービス“パーフェクト”(外国送金版)取扱規定】(2018年8月改定)	【(株)三井住友銀行の入金照合サービス“パーフェクト”(外国送金版)取扱規定】(2023年2月改定)
2	1. サービス内容	<p>(1)「三井住友の入金照合サービス“パーフェクト”(外国送金版)」(以下、「本サービス」という)は、表記4で開設する「被振込専用口座」(以下、「被振込専用口座」という)に到着した被仕向外国送金(以下、「外国送金」という)取引について、外国送金到着時に、当行が被振込専用口座番号を付して貴社宛に連絡するサービスです。</p> <p>(2)当行は、貴社のために、被振込専用口座として、表記4に定める貴社名義の被振込専用の当座預金口座または普通預金口座を表記4に定める被振込専用口座開設店で開設します。</p> <p>(3)被振込専用口座は、本条第1項の目的のためにのみ利用されるものであり、被振込専用口座宛に到着した外国送金は、被振込専用口座には入金されません。</p> <p>(4)当行は、被振込専用口座宛の外国送金の到着連絡を、当行宛届出された外為口座番号の連絡先へ、当行所定の方法により行います。但し、貴社がGlobal e-Tradeサービスまたはファームバンキングサービス(外為関係)による連絡を希望する場合は、別途Global e-Tradeサービスまたはファームバンキングサービス(外為関係)の申込みが必要です。</p> <p>(5)本サービスの対象となる外国送金は、当行所定の方式により到着した外国送金のみとします。</p> <p>(6)貴社は、本サービスの利用において、外国為替及び外国貿易法等の関係法令に従うものとします。</p>	<p>(1)「三井住友の入金照合サービス“パーフェクト”(外国送金版)」(以下、「本サービス」という)は、「入金照合サービス “パーフェクト”(国内版・外国送金版)利用申込書 兼 手数料引落依頼書」(以下、「利用申込書」という)の表記4で開設する「被振込専用口座」(以下、「被振込専用口座」という)に到着した被仕向外国送金(以下、「外国送金」という)取引について、外国送金到着時に、当行が被振込専用口座番号を付して貴社宛に連絡するサービスです。</p> <p>(2)当行は、貴社のために、被振込専用口座として、利用申込書の表記4に定める貴社名義の被振込専用の当座預金口座または普通預金口座を利用申込書の表記4に定める被振込専用口座開設店で開設します。</p> <p>(3)被振込専用口座は、本条第1項の目的のためにのみ利用されるものであり、被振込専用口座宛に到着した外国送金は、被振込専用口座には入金されません。</p> <p>(4)当行は、被振込専用口座宛の外国送金の到着連絡を、当行宛届出された外為口座番号の連絡先へ、当行所定の方法により行います。但し、貴社がGlobal e-Tradeサービスまたはファームバンキングサービス(外為関係)による連絡を希望する場合は、別途Global e-Tradeサービスまたはファームバンキングサービス(外為関係)の申込みが必要です。</p> <p>(5)本サービスの対象となる外国送金は、当行所定の方式により到着した外国送金のみとします。</p> <p>(6)貴社は、本サービスの利用において、外国為替及び外国貿易法等の関係法令に従うものとします。</p>
3	2. 申込手続	記載なし	<p>本サービスを利用するためには、各規定の各条項を認識し了承の上、当行所定の申込その他の手続が必要です。当行がかかる手続を受け付け、本サービスの利用を承諾し、当行所定の手続を行った時点において、契約者は、本規定に従い本サービスを利用できることになるものとします。なお、本サービスの利用の申込その他の手続がなされた場合であっても、当行の判断により本サービスの利用を承諾しないことがあります。かかる場合、契約者は、当該当行の判断において何ら異議を述べないものとします。</p>
4	3. 利用方法	<p>(1) 被振込専用口座は、本申込用紙をもって開設するものとし、別途署名鑑のお届けは不要とします。</p> <p>(2) 被振込専用口座は、第1条の目的に沿ってのみ使用するものとし、入金、出金その他次の各号に定めるサービスは対象とはしません。</p> <p>①取引情報照会 ②通帳、当座入金帳の発行 ③キャッシュカードの発行 ④残高証明書の発行 ⑤小切手帳の交付 ⑥手形帳の交付</p> <p>(3) 被振込専用口座は、付利計算の対象とはしません。</p>	<p>(1) 被振込専用口座は、利用申込書をもって開設するものとし、別途署名鑑のお届けは不要とします。</p> <p>(2) 被振込専用口座は、第1条の目的に沿ってのみ使用するものとし、入金、出金その他次の各号に定めるサービスは対象とはしません。</p> <p>①取引情報照会 ②通帳、当座入金帳の発行 ③キャッシュカードの発行 ④残高証明書の発行 ⑤小切手帳の交付 ⑥手形帳の交付</p> <p>(3) 被振込専用口座は、付利計算の対象とはしません。</p>
5	4. 手数料	<p>当行は、貴社が支払うべき本サービスの所定の手数料を、普通預金規定(総合口座取引規定を含む)または当座勘定規定にかかわらず、預金通帳・払戻請求書の提出、カードまたは当座小切手の提出なしに、表記3に定める手数料引落口座から、当行所定の日に自動的に引き落とします。</p>	<p>当行は、貴社が支払うべき本サービスの所定の手数料を、普通預金規定(総合口座取引規定を含む)または当座勘定規定にかかわらず、預金通帳・払戻請求書の提出、カードまたは当座小切手の提出なしに、利用申込書の表記3に定める手数料引落口座から、当行所定の日に自動的に引き落とします。</p>
6	全体	-	規程項目、体裁等の修正

